教育総務部長（第2回）交渉（11/10）　意見発信内容（福教組）

〇福教組で労働部長をしております、西川です。よろしくお願いします。
　私からは、3点、発信させていただきます。

　1つめは、主務教諭の設置についてです。
　現在、主務教諭の“処遇”について、提案を受けています。しかし、わたしたちの勤務・労働条件に影響を及ぼす“具体的な制度設計”等については、見えない部分だらけです。そのような状況ではありますが、意見を述べさせていただき、ご回答いただける内容がありましたら、本日お願いしたいと思います。
　いわゆる「総合的な調整役」という職務内容についてですが、今の学校現場をみたときに、どのような業務にあたるのでしょうか。これまで協議していただいているなかでも、校務分掌における研究主任や学年主任など、分かりやすいものが例として挙げられています。
　わたしは小学校の教員で、以前、体育主任をしたことがあります。たしかに、体育主任の業務にも、多くの調整が必要でした。しかし、本当の意味で「総合的な調整役」を担ってくださっているのは、すべての先生方だと実感をしています。
　「体育主任のお願いなら当然よ」と言ってくださる大先輩。
　「給食準備に影響が出るかもしれないことを、給食の調理員さんに伝えておくね」と言ってくださる栄養教諭。
　「ケガをした子、体調を崩した子のことは担任に伝えています」と言ってくださる養護教諭。
　当時、若手だった私からのお願い・提案にも関わらず、率先して業務を担ってくださるすべての先生方のおかげで、わたしは体育主任を務めることができました。
　学校現場は行政と違い、自分の校務分掌に限らず、すべての業務に実際に関わり、学校を支えているのです。
　そこに、一部の職員だけ処遇が改善される制度が導入されれば、職員の分断につながるおそれがあります。
　「主務教諭で給料多くもらってるんだから、その分は仕方ないね」
　「それは主務教諭の仕事やないと？まずは主務教諭に言って」
　「教員ばっかり主務教諭になって、養護教諭はやってられんよ」
　そんな学校に、わたしはしたくありません。
　以上のことから、主務教諭を設置するのであれば、一定の条件に到達したすべての教職員が主務教諭となり、処遇が改善されるようにするしかありません。
　そうでなければ、これまで述べましたとおり、わたしたちの勤務・労働条件に大きな影響を及ぼす主務教諭の設置については受け入れることができません。
　他県より早く導入することに余程の理由がない限り、今回の導入は見送り、他県の動向等を注視するとともに、より良い在り方について研究いただき、改めて福教協と協議いただくようお願いいたします。

2つめは、常勤講師の2級格付けについてです。

文科省は「臨時的任用教員等の任命及び給与等の条件の適正化について（通知）」において、「臨時的任用教員の給料表の適用及び初任給決定に当たっては、常勤職員と同等の職務の内容や責任を有している場合にあっては、合理的な理由なく一律に下位の級に格付けしたり、昇号の上限を抑えたりする取扱いを行なっている場合は、直ちに改めること」「学級担任や教科指導、校務分掌など、同等の職務を担当させている実態があるにもかかわらず、単に臨時的任用であることを理由とした不合理な格付け・給与差を設けてはならない。」と言及しています。

これまで再三訴えさせていただいておりますとおり、『臨時的任用教員は常勤教員と同様に、学級を担任し、授業を行い、与えられた校務分掌も担っているため、同等の職務の内容や責任を有している』という状況であると言えます。

特に、多忙を極める学校現場で奮闘する常勤講師の方からすれば、1級格付けは極めて不合理であり、到底受け入れられるものではありません。

参議院での給特法等改正法案審議における附帯決議においても、総務省通知から、「二級発令とすることが可能であること、また、二級発令とした場合、義務教育費国庫負担金において財政措置がされることを周知すること」とされています。

総務省通知のとおり、1級格付けは直ちに改め、2級格付けとすることを強く求めます。

先ほど廣松執行委員が述べた、再任用職員をはじめとする60代の教職員や今述べました臨時的任用職員の方は、その他の職員と比べ、離職につながりやすい立場であるといえます。教員未配置を解消するためにも、離職につながることのない処遇改善を強く求めます。

3つめは、長時間労働の是正、中でも、精確な勤務時間の把握についてです。

ここからは、1ヶ月の時間外労働時間について述べていきます。

市町村立学校における時間外勤務については、県教委がとりまとめた『教職員の働き方改革取組状況等調査及び時間外勤務人数調査』によると、

25年度9月において、80時間を超えている職員の割合は、小学校で 1．7%、中学校で8．1%とされています。

しかし、私たち福教組が26年9月に実施した「時間外労働実態調査」の結果によると、別添資料のとおり、1ヶ月の時間外労働時間の平均が、小学校では85時間52分、中学校では103時間16分でした。

もちろん、私たちの調査は、すべての職員が回答しているわけではありませんので、対象が異なります。しかしながら、これほどかけ離れた数値となるのは、なぜなのでしょう。勤務時間の記録が未だ精確に行われていないと考えるのが自然ではないでしょうか。

同福教組調査によると、あってはならないのですが、勤務日における休憩時間できなかった時間の1日平均が、32分となっています。1ヶ月を20日勤務として換算すると、10時間以上の時間外在校等時間となりますが、県教委がとりまとめた調査にはこの時間が反映されていないのではないでしょうか。

また、こちらも原則あってはならないこととされていますが、平日に持ち帰り仕事を行った時間の1日平均が36分となっています。同様に、1ヶ月を20日勤務として換算すると、12時間となります

が、これも反映されていないのではないでしょうか。

さらに、週休日の労働時間の平均は1日2時間53分でした。1ヶ月を4週とすると、およそ23時間となりますが、土日の時間外勤務は、本当に精確に反映されているのでしょうか。

これらを合わせると、1ヶ月で実に45時間もの誤差があることになります。これは1つの可能性だとしても、看過できない内容なのではないでしょうか。

病休取得者・早期退職者が多くいる状況、教員未配置が解消しない状況を考えれば、わたしたちの調査の方が、実態に近いと考えるべきではないでしょうか。

教育委員会が把握している勤務時間が、本当に精確なのかどうか、改めて検証・指導をすべきです。

資料にもあるとおり、たしかに時間外労働時間は減少しています。しかし、いわゆる過労死ラインをも超える実態では、その効果を感じることはできないのではないでしょうか。

数字上働き方改革が進んだところで、現場の教職員の実感をともなわなければ、早期退職者や精神疾患による休職者の増加に歯どめはかからず、近いうちに公教育は崩壊してしまします。

まずは、給特法の指針において、「本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則」、「仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、適切な業務量の設定と校務分掌の分担を図ることが求められる」とされている、持ち帰り業務に関する調査を行なってください。

精確な勤務時間を把握したうえで、福岡県内すべての市町村立学校で実効性のある長時間労働是正策が講じられ、現場の教職員がその効果を実感することができるよう、任命権者である県教育委員会のとりくみを、強く、強く要望しまして、私の意見発信を終わらせていただきます。

どうか、よろしくお願いいたします。